

G20 環境大臣会合コミュニケ仮訳

前文

1. 我々、G20 環境大臣は、2020 年 9 月 16 日にオンラインで会合を行った。我々の会合は、世界が共に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミックと闘っている時期に開催された。ウイルスの世界規模の甚大な影響は、我々の脆弱性と相互依存性を想起させ、複雑で相互に関連した世界的なリスクに直面した際の集団的な多国間行動と国際協力の重要性を強調している。我々は、このパンデミックの影響の結果として世界中にもたらされた人々の苦しみと失われた人命に深い哀悼の意を表明するとともに、今般の伝染病が、保健と環境のリスクのグローバル化の拡大と、人間・動物・生態系の結びつきを横断する適切な保護措置の重要性を浮き彫りにしていることを認識する。我々が、世界の主要な環境問題の解決策を考案し、前進させるために集まったのは、この連帯と協働の精神に基づくものである。COVID-19 に立ち向かい、COVID-19 から復興するにあたり、我々は、貧困、保健、経済、環境課題の相互関連性に対処しつつ、持続可能な開発のための 2030 アジェンダに導かれ、リオ 3 条約（three Rio Conventions）及びその他の関連するフォーラムを含む多国間調整と協力をコミットする。

2. グラスゴーにおける国連気候変動枠組条約（UNFCCC）第 26 回締約国会議（COP26）及び昆明における CBD の COP15 に先立ち、我々は、経済成長、エネルギー安全保障及び全ての人によるアクセス並びに環境保護を促進するに当たり、気候変動及び生物多様性の損失といった喫緊の環境課題に対処することへの支持を再確認する。大阪においてパリ協定の実施の決意を確認した同協定の署名国は、いま一度、各国の異なる事情に照らした共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力を考慮しつつ、同協定の完全な履行についてのコミットメントを再確認する。これらの署名国は、パリ協定の下での義務に従い、実施方法を考慮しつつ、できるだけ高い野心を反映した国が決定する貢献を通報又は更新するとの UNFCCC の COP21 の要請を想起し、また、国際協力の重要性を再確認しつつ、同条約及びパリ協定に整合的な形で途上国の適応と緩和に関する取組を支援するため多様な財源を提供及び動員することの重要性を強調する。これらの署名国はさらに、温室効果ガスについて低排出型の発展のための長期的な戦略を 2020 年までに提出する招請を再確認する。同協定の署名国は、開発途上国のニーズに対応するために 2020 年まで毎年共同で 1,000 億米ドルを動員するとの目標に向けた先進国のコミットメントを想起する。また、全ての G20 メンバーは、将来世代のための環境管理の前進を目指す全ての可能なアプローチを引き続き活用し努力を支援するとともに、成長、人間らしい働きがいのある仕事及びイノベーションに資する健全な経済を維持しつつ、これらの課題に対処するために更なる国際的な取組が必要であることを強調する。

このような状況の中で、我々は、土地の劣化とサンゴ礁の保全の果たす重要な役割及び

それらへの影響を認識しており、この会合で注目してきた。したがって、我々は、最新の科学に沿って、また、適切な場合には関連する国際条約と協力して、これらの分野で効果的な行動を取ることを決意する。

3. COVID-19 パンデミックは、健康、社会、経済的な結果と未知で長期的な影響をもたらしたが、我々の環境と生物多様性に対する重大な課題は、パンデミックが去った後も続くだろう。我々は、パンデミックと、悪化する地球規模環境課題が、持続可能な生産と消費のパターンの重要性を浮き彫りにしていることを認識している。したがって、我々は、環境的に持続可能で包括的な復興の一環として、自然資源を保全し、より効率的に利用し、生物多様性、生態系、及びそれらの種を保護・保全・回復し、すべての人にとってより環境的に持続可能で、回復力があり（レジリエントで）、豊かな未来を構築する決意を固くする。我々は、生態系サービスの評価を含む、自然に基づく解決策又は生態系を基盤とするアプローチが、生物多様性、気候システム、人々、及び貧困削減のための利益を提供し、これらの課題にまたがるコベネフィットを提供し、これらの問題に取り組むために不可欠であることを認識する。我々は、地球の生態系と生物多様性を保全・保護し、その持続可能な利用を可能にし、経済的安定と長期的な持続可能な開発を確保するためには、経済成長を環境的・社会的な目標と整合させることが必要であることを認識する。我々はさらに、経済成長を環境劣化から切り離し、生態系と生物多様性を保全・保護するためには、すべてのセクターにわたる協調的グローバルパートナーシップと協力が必要であり、環境、健康、社会に悪影響を与える可能性のある短期的な介入は避けなければならないことを認識する。したがって、我々は、来るべきリオ3条約の締約国会議に先立ち、これらの課題に取り組むための我々の努力を強化することにコミットする。

4. 我々はまた、人間と野生生物の関わり合いの増加、生態系を破壊・劣化させる非持続可能な人間の介入、野生生物の密輸、野生動物とその部位、及びその製品の一部の違法な取引や利用が、パンデミックや伝染病、局所的な病気の発生に関連していると報告される人獣共通感染症のリスクを高めることを認識する。我々の生態系や生物多様性の保全と保護、野生生物の違法取引との闘いは、これらのリスクの軽減に重要な貢献をすることができる。我々はこの目的のために、ワンヘルス・アプローチや他の包括的なアプローチに沿って、国連食糧農業機関（FAO）/国際獣疫事務局（OIE）/世界保健機関（WHO）の三者同盟を含むこれらの問題に関与する国際機関間の協力の強化を要求し、マנדートに従って国連環境計画（UNEP）や他の国際機関に、また必要に応じてワシントン条約（CITES）を含む条約に協力が拡大することを歓迎する。我々は、女性、若者、先住民及び地域コミュニティ、地方政府、学術機関、少数民族及び宗教的少数者、及び民

間セクターを含むすべての人口セグメント及びパートナーの参加の必要性を強調する。これらの全ての人々は生物多様性の保全、その持続可能な利用、遺伝資源へのアクセス及びそれらの利用から生じる利益の公正かつ衡平な分配において重要な役割を果たしている。我々は、地球と市民に対する共有された長期的な責任感に導かれ、持続可能な開発のための2030アジェンダに沿って、環境的に持続可能で包括的な経済復興の取組の中であらゆる機会を活用し、将来の課題への回復力（レジリエンス）を強化するとともに、危機によって最も打撃を受けた貧困層や脆弱な人々を支援する。我々は、現在及び将来の世代のために、地球を保全し、回復させ、持続可能な管理を行うために努力する。

5. 具体的に、我々は以下のことを決意している。(i) 共同行動と適切な政策開発に情報を提供するためのエビデンスベースを強化する (ii) 陸と海の環境劣化と生息地・生物多様性の損失を回避、減少、回復、反転させるための協調的行動を推進する (iii) 生態系の保全と回復を強化するために、生態系と人々の回復力（レジリエンス）を高めるための拡大可能な方法として、自然に基づく解決策や生態系を基盤とするアプローチへの効果的な投資を増加させる (iv) 海洋ごみ、特に海洋プラスチックごみやマイクロプラスチックを含む陸域及び海洋環境の汚染を防止、減少、緩和、終息させるための活動を継続する (v) 違法、無報告、無規制（IUU）漁業を防止し、抑止し、排除する、(vi) 野生生物の違法取引と違法伐採を終息させる。上記の課題に対して共に取組を展開するにあたり、我々は、これまでのG20の環境イニシアティブを基盤とし、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンやG20資源効率性対話のロードマップなど、これまでの持続可能性に関する作業を継続し、また、国際機関や地域機関によるその他の関連する既存のイニシアティブも継続して行ってきた。

土地劣化と生息地の損失

6. 我々は、森林、草原、乾燥地、放牧地、耕作地、泥炭地、マングローブ、土壌、ツンドラ、カルスト、湿地、及びこれらに限定されない生態系が、生物多様性の存在・生存・持続可能性と、食糧安全保障及び人間の福利にとって不可欠であり、自然資本の一例であることを強調する。我々は、健全な生態系が、大気の質や淡水資源の維持、食料、医薬品、木材・繊維の供給、汚染物質の緩和、人間の健康と福利や自然を基盤としたレクリエーションの支援といった重要な供給・調整サービスを提供することを強調する。さらに健全な生態系は、砂漠化との闘いや将来の病気やパンデミックに対する緩和などによるものも含め、排出を吸収し、自然災害のリスクに適応・リスクを軽減し、異常気象に適応する上で重要な役割を果たすとともに、砂漠化との闘いや将来の病気やパンデミックに対する緩和など、土地劣化を抑制する上で重要な役割を果たしている。こ

の意味で、生態系とそのサービスの経済的評価を考慮に入れた生態系サービスの支払いを構築するための公的プログラムや政策を推進するとともに、官民パートナーシップを発展させ、民間部門やステークホルダーの関与を得て、そうしたサービスにとって機能的な市場を創出するためのインセンティブを提供することが重要である。我々はまた、あらゆる形態の土地劣化が、陸域の生息地の分断と損失を促進することにより、生物多様性の損失を悪化させる原動力（key force）であることを認識している。さらに、土地劣化は、世界中のますます多くの生息地や種を脅かしている。

7. 我々は、ボン・チャレンジ、国連生態系回復の10年、及びその他の多国間イニシアティブといった既存の取組を強化し、新たな取組を促進するために、土地の保護と回復、及び持続可能な土地の管理と利用に関する大胆で協調的で集合的なイニシアティブの緊急の必要性を認識する。我々は、持続可能な土地と水の管理、及び生態系の保全と回復における近隣諸国間の協力に関する利点を認識する。我々は、現在の世代及びその後の世代のために、システム全体で環境、生物多様性及び食料安全保障への有害な影響を最小化する、生産的で持続可能でレジリエントな食料生産システムを追求する方法及び慣行を採用するアプローチとしての持続可能な農業の利点を認める。我々はさらに、土地の劣化の中立性（LDN）、森林景観再生、生態系を活用した適応策、防災・減災のために開発されたものや、生物多様性条約や砂漠化対処条約の下での目標といった既存の取組やコミットメントの利点を認める。また、生物多様性に関する愛知目標の達成に向けた行動を通じた貢献を認識する。我々は、持続可能な開発目標（SDG）のターゲット 15.3 に示された土地の劣化の中立性を達成するための、及び他の SDGs の達成を妨げることなしに LDN に貢献するであろう望ましく適切な行動を拡大するための取組と協力を強化することを求める。COVID-19 からの経済復興と、我々の食料システム及びサプライチェーンが直面する COVID-19 関連の課題の文脈において、持続可能なバリューチェーンを促進し、自然に基づく解決策又は生態系を基盤とするアプローチを提供し、持続可能な土地利用方策とジェンダーに対応した安全な土地保有を実施することは、農村及び先住民コミュニティの生計に直接的な便益をもたらさだろう。我々は、これらにより提供される潜在的な機会を最大化するために、このような重要な措置の効果的な実施に向けた資金と投資を動員するための官民の関与を奨励する。

8. 我々は、政策決定への科学的かつ証拠に基づくアプローチの重要性を強調し、確かな研究と評価のための活動を先導する国際機関及び地域機関の知見に留意する。我々はまた、先住民族と地域コミュニティの伝統的な知識の役割を認める。我々は、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ及びその他の関連する開発イニシアティブの実施に向けて、科学、技術、イノベーションを結び付け、技術を有効活用するための研究開発を支援する。我々は、利用可能な最善の科学を反映して、土地と淡水資源の前例のない

搾取が人々の生計と福利へのより高いリスクを暗示しているという事実と、生物多様性が人類の歴史上、特に持続不可能な自然資源の利用と土地の劣化のために、前例のない速度で世界的に減少しているという事実を浮き彫りにした、最近の科学的評価で示された知見に深い懸念を持って留意する。我々はまた、土地の再生と復旧は、すべてのSDGs に大きなコベネフィットをもたらす可能性があるとする、「SDGs 達成のための土地の再生」に関する国際資源パネルによる解説にも留意する。上記の証拠との関連で、我々は持続可能な開発のための 2030 アジェンダによって導かれる、国連生態系回復の 10 年、リオの 3 条約及び国連森林戦略計画の世界森林目標の相互に関連した目標を達成するために、あらゆるレベルで作業を継続することの重要性を強調する。我々は、SDG15 と国連生態系回復の 10 年の枠組みの中で、土地劣化と生息地の損失に立ち向かい、CBD 第 15 回締約国会議 (COP15)、UNCCD 第 15 回締約国会議 (COP15)、そして国連生態系回復の 10 年を通じて、土地と生物多様性の保全と持続可能な管理に関する取組を強化することにコミットする。我々は、すべての CBD 締約国に対し、CBD COP 15 において、生物多様性の 2050 年ビジョンの達成に必要な変革を促進するために、強力な実施支援メカニズムと、強化された報告を含む責任と透明性を伴う、野心的で、現実的で、実践的で、効果的なポスト 2020 生物多様性枠組を採択するよう求める。

9. 我々は、土地劣化と生息地の損失を防止、停止、反転させるための既存の取組を支援することを目的とする、「土地劣化の減少及び陸域生息地の保全強化に関する世界イニシアティブ」の立ち上げを支持する。本イニシアティブは劣化した土地の保護、保全、持続可能な管理、回復、復旧に関する知識とベストプラクティスを共有し、劣化した土地や保全・回復の取組に関する一般に利用可能なデータと情報を公開・普及する。本イニシアティブはまた、能力構築に貢献し、土地回復への取組において民間部門の支援と一般市民の関与を拡大させることを奨励する。本イニシアティブは、既存の取組を補完・支援することに焦点をあてつつ、取組の重複を回避することにも努める。本イニシアティブは、国連生態系回復の 10 年やポスト 2020 生物多様性枠組の実施を含め、既存の関連するイニシアティブとの相乗効果を追求する。

サンゴ礁の保全と海洋ごみの削減

10. 我々は、海洋 (ocean)、海 (sea)、沿岸の生態系は、我々の地球と未来にとって基盤となるもので、健全で回復力のある海洋環境促進の重要性を強調する。海洋は生物多様性の重要な源であり、陸と海が気候システムにおいて重要な役割を果たし、それらが提供する幅広い生態系サービスを鑑み、陸と海が相互に関連していることを認識する。清潔、安全、健康で生産性が高く、レジリエンスのある海洋と海は、持続可能な開発及び持続可能な海洋を基盤とする経済のために不可欠である。

11. 我々は、持続可能な開発のために海洋、海及び海洋資源を保全し、持続可能に利用するというこれまでのコミットメント (SDG14 の下でのコミットメントを含む) を再確認し、特に、海洋プラスチックごみ、マイクロプラスチック、陸域及び海洋からの栄養汚染を含む海洋汚染及び海洋ごみを防止し、大幅に削減すること、また国際機関、地域機関及びその他のステークホルダーと協力して取り組むという我々のコミットメントを確認する。我々はまた、海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチックに関する決議 4/6、持続可能なサンゴ礁管理に関する決議 4/13、及び海洋ごみとマイクロプラスチックに関する決議 3/7 を含む国連環境総会 (UNEA) 決議の支持の下で行われている海洋に係る取組を認識し、この問題に係る国内、地域及び国際的な効果的かつ強化した行動を求める。我々は、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンによって明示された、社会にとってのプラスチックの重要な役割を認識しつつ、改善された廃棄物管理及び革新的な解決策によって、管理を誤ったプラスチックごみの流出を減らすことを含む、包括的なライフサイクル・アプローチを通じて、2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減すること、そのビジョンの共有を G 20 以外の国々に求めることのコミットメントを再確認する。我々は、ベストプラクティスと革新的な解決策の共有、モニタリング及び分析手法の比較可能性と相互運用性の向上、情報とデータの収集を行うことにより、2017 年に発表された「G 20 海洋ごみ行動計画」に沿った「G 20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組」の実施に関する全ての行動を加速させることを目指す。我々は、科学コミュニティ及び専門家に対して、プラスチック廃棄物の流出源、流出経路、及びその行く末を特定し、推計するための手法の探求を継続することを奨励する。
12. 我々は、サンゴ礁の環境的重要性及び全ての海洋種の少なくとも 25% を保護し、育む社会経済的便益を認識する。サンゴ礁が地球上で最も価値のある生態系の一つであり、人類の福利のために不可欠な環境サービスを提供するのみならず、世界の少なくとも 5 億人の人々に食糧安全保障、生計、経済機会、沿岸の保護を提供していることを強調する。サンゴ礁は、海洋生物種の保護やマングローブや海草藻場などの他の沿岸生態系の保護において主要な生態学的役割を果たしており、炭素隔離を含む重要な生態系サービスを提供している。しかし、サンゴ礁と関連する生態系は、酸性化や海洋温暖化、サンゴ礁資源の過度な搾取、持続不可能な浚渫や埋め立て、不適切な海底採掘による破壊、乱獲や破壊的な漁法の使用、主に海ごみ、栄養分の増加、有害物質、廃水などによる陸地の汚染源など、持続不可能な人間活動によって、特に脅威にさらされている。我々は

また、海洋生態系への脅威として、海洋汚染や富栄養化、海水温の上昇と酸性化、異常気象などの海洋生態系への脅威も認識している。これらの増加しているストレス要因は、サンゴ礁の回復力を低下させ、サンゴの白化、病気、侵略的種に対する脆弱性を増大させている。このかけがえのない生態系の重要性を強調するため、我々、CBD の COP15 でのポスト 2020 生物多様性枠組に関する将来の交渉結果に沿って、サンゴ礁の維持・回復を継続する。

13. したがって、我々は、生物多様性の損失を防ぐための野心的な国際的行動を含め、さらなる劣化を防ぎ、サンゴ礁の保全と回復のための努力の強化が急務であることを認識する。我々は、生態系管理を支援するための科学と研究開発の重要性と、国連「生態系回復の 10 年」と「持続可能な開発のための国連海洋科学の 10 年」（2021 年～2030 年）の関連性に留意する。さらに、海洋保護区（MPA）やその他の効果的な地域をベースとする保全手段（OECM）など効果的な管理手法が、サンゴ礁などの敏感な生態系を保護し、生態系の回復力を高める資源を持続的に管理する強力なツールとなり得ることを認識する。また、海洋保護区を通じて効果的に管理された海域は、海洋生態系の回復力を高め、生物多様性の損失を防ぐために、自然に基づく解決策や生態系を基盤とするアプローチを提供することも可能である。また、持続不可能な漁業は、世界の多くの地域でサンゴ礁を含む海洋生態系に対する深刻な脅威であり、海洋資源の持続可能な利用を確保し、その豊かな生物多様性をはじめとする海洋環境保全のため、違法、無報告、無規制（IUU）漁業や破壊的な漁業方法を防止、抑止、排除することが重要であると確認する。
14. 我々は、人為的ストレス要因を軽減しつつサンゴ礁の保全を改善し、残存するサンゴ礁の回復と保全を図るために、あらゆるレベルで活動することを目指す。我々は、国連環境計画（UNEP）サンゴ礁プログラム、国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）とその地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク（GCRMN）、コーラル・トライアングル・イニシアティブ（CTI）など、サンゴ礁の科学と管理に関するベストプラクティスを共有する国際的なイニシアティブをはじめとする、各国、地域、国際的なイニシアティブの重要な活動を認識し、支援を強化する。ICRI に加盟する G20 各国は、サンゴ礁の保護・保全・回復に尽力している他の国々にも ICRI への加盟検討を奨励する。我々は、利用可能な資源と管轄区域内でサンゴ礁を定期的かつ長期的にモニタリングし、サンゴ礁の状況に関する地域的・国際的な報告への貢献や、サンゴ礁モニタリングデータのための

地域、又は国際的にアクセス可能なリポジトリ確立を通じて、知識の共有と GCRMN への支援が重要であると認識する。我々は、資金調達メカニズムを強化するための能力構築、開発途上国の努力を支援し、保全と修復の努力を効果的に管理するため重要な科学的情報と知識を生み出し共有し、コミュニティに根差した修復を促進し、サンゴ礁の持続可能な管理と修復への追加的なストレス要因から保護しながら、技術的・科学的な協力とイノベーションを改善することが急務であると認識する。また、我々は、保全努力のみでは、海洋における広範な生息地の損失緩和に十分ではないことを理解する。これらの必要な努力は、今後数十年の間にこれらの重要な生態系を保全するためのサンゴ礁を保全し回復させるための行動、及び人為的ストレス要因を減らすための行動によって補完されるべきである。

15. ICRI、GCRMN、UNEP など、関連する国、地域、国際的な取組の既存の取組を補完し、協力するために、サンゴ礁の保護・保全・回復に取り組む G20 のメンバーや非加盟国、その他の国々の自発的な参加を得て、G20 が主導する「世界サンゴ礁研究開発促進プラットフォーム」を立ち上げる。本プラットフォームは、サンゴ礁の保全、レジリエンス、適応力、回復力を高めるためのソリューションを提供することを目的とした革新的な取組である。これは、サンゴ礁の保全、回復、適応のあらゆる側面における研究、イノベーション、能力構築を促進し、サンゴ礁の保全と回復を強化し、その劣化を防ぐための継続的な努力とコミットメントを強化することで達成される。

進むべき道

16. 我々は、現在及び将来の世代の繁栄が、経済成長を地球の生態系及び生物多様性の保全、安定した気候、健全でレジリエントな経済の基盤である全ての自然資源の持続可能な管理と整合させる国際社会の能力に依存していることを強調する。この目的のために、我々は、上述の課題への取組をあらゆるレベルで拡大し、陸と海の環境、その生態系及びそれらのサービスを保全・回復し、海洋を保護するために、科学の勧告に沿った具体的な行動を緊急にとることにコミットする。COVID-19 パンデミックからの強靱な復興においては、環境的に持続可能で包摂的な回復を通じ、より包摂的でレジリエントであり、持続可能な未来を確保しなければならず、これらの環境課題に対処する必要性と復興の努力を整合させ、持続可能で包摂的な成長と長期的な経済的繁栄のための基盤として環境問題に対する行動の必要性を認識する。その際、我々は、各国の状況を考慮しつつ、特に G20 資源効率性対話を活用する。我々は、各国の状況に応じて、COVID-19 からの復興に関連する環境政策や行動に関する情報や経験を共有することの重要性を認識し、「オンライン・プラットフォーム・フォー・リデザイン 2020」を含む持続可能な

復興に関する今般のイベントを歓迎する。我々は、既存のガバナンスの枠組みを最大限に活用し、新たな革新的な解決策の特定に取り組むことで、開発途上国及び後発開発途上国への財政的、技術的及び能力構築支援の提供を奨励する。リオ宣言の原則を想起し、異なる課題に直面していることを認識し、我々は持続可能な開発に向けて国際協力を強化する。

17. 我々は、COVID-19 パンデミックの前例のない壊滅的な世界的影響に直面する中で、G20 におけるサウジアラビアの機知に富んだ断固としたリーダーシップに深い感謝の意を表す。我々は、2019 年の G20 において環境ワークストリームを導入した日本の努力を評価する。我々は、この分野における G20 の活動への貢献として、9 月 7 日と 8 日に海洋プラスチックごみという重要な問題に特化した 2 つのオンラインワークショップを開催した日本と欧州連合に感謝する。ワークショップでは、モニタリングとデータ整備、プラスチック製品の循環、ワンウェイプラスチック製品及び放棄、紛失または投棄された漁具の対処方法、革新的な解決策、廃棄物管理の改善、資源効率及びリサイクルインフラの強化などの問題点について議論が行われた。我々は、2021 年、G20 議長国イタリアの下で環境優先事項に関する活動を継続することを期待している。